

## 注意事項

### ▼商品券のコピーや偽造に注意ください

#### 《確認のポイント》



コピーされた商品券は、この部分に、**H・C**の文字が浮かびあがります。また、商品券の色が正規と異なります。

偽造を見かけたら商工会議所まで連絡願います

#### 《留意事項》

市では、点訳した商品券（点字の商品券）を発行しています。そちらは、正規の商品券として取扱いください。

### ▼商品券が利用できないもの・サービス

#### ●商品券やプリペイドカードなど換金性の高い商品

電子マネーへのチャージ、プリペイドカード、図書カード、ビール券、切手、はがき、印紙、店舗が独自に発行する商品券、テレフォンカード、各種商品券、各種回数券など

#### ●たばこ（たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこ）

#### ●不動産や金融商品

家賃・地代・駐車場代などの不動産に関わる支払い  
宝くじ、スポーツ振興くじなどの金融商品

#### ●風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

#### ●国税、地方税や使用料などの公租公課

#### ●商品券の現金化

#### ●事業決済金としての流用

#### ●その他

- ・電気、ガス、水道の公共料金
- ・インターネット、通販等での買物に対する支払い
- ・生命保険料、損害保険料等の保険料の支払い
- ・その他、当該事業の趣旨から不相当と認めるもの